

市長定例記者会見資料



令和4年7月26日	
所属	こども福祉課
所属長	河野 訓明
電話	06-6489-6349

阪神間初 子どもの利益を最優先する 面会交流のコーディネートが始めています

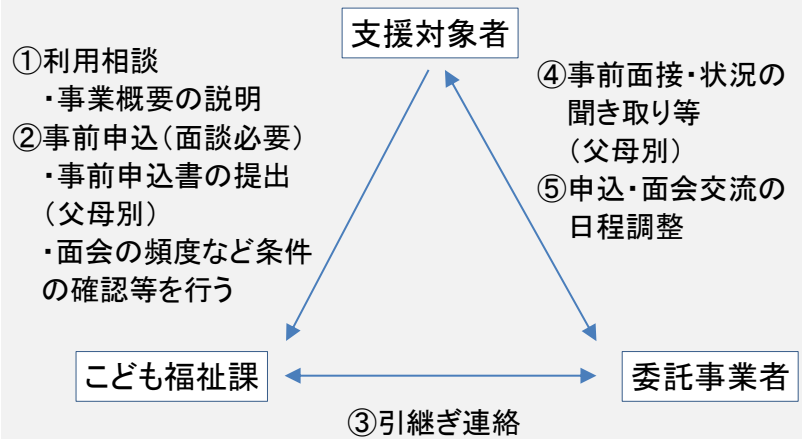
尼崎市では4月1日から離婚等により市内在住の子どもの親と離れて暮らす親の面会交流が困難な場合に、子どもの引き合わせや付き添いなどを市が第三者として仲介することで面会交流を円滑に実施できるように支援を開始しています。

本市では、第三者として面会を希望する子どもがいる親の間に入り、円滑な面会交流を支援することで「子どもの利益」を守ることに寄与してまいります。

1 支援内容

市が窓口となり事前の利用相談などで父母の意思を確認した上で、子どもの引き合わせや付き添いなど面会交流の支援を市が委託する専門の事業者が行います。

本事業は最長1年間で月1回までの支援となります。



2 対象者と要件

▼対象者:同居する市内在住の親子と別居親(子どもは中学生まで)

▼要件

- ・子どもが面会を希望している
- ・両親が面会交流について取り決めており、原則として、本事業を利用することに合意がある
- ・連れ去りや配偶者暴力などの恐れがない

3 費用

▽事前面接▽申し込み手続き▽面会交流ーで各1万円の計3万円※。

なお、父母の一方でも児童扶養手当受給者と同等の所得水準であれば無料。

※以降、面会交流1回につき1万円が追加が必要(最大で12回まで)。

4 本市の特徴

本事業の利用に際しては、原則として父母間で事業を利用することに合意があることが条件となります。しかしながら、個別の事情によりその連絡を取り合うことが困難な場合もあるため、本市では、面会交流を希望する父または母からの依頼に基づき、弁護士と連携し、市が他方の親に事業利用を案内するまでのサポートも実施する予定です(面会交流の実現を保証するものではありません)。

さまざまな事情に寄り添い、できる限り子どもの利益を尊重したサポートを行ってまいります。

以上



離婚などにより、親と離れて暮らすことになった
尼崎市に住む子ども達の健やかな成長を支援します

離れて暮らすお子さんと 会うお手伝いをします

面会交流は、親と離れて暮らす子どもが定期的に親と会って話をしたり、
一緒に遊んだりして交流することです。

今さら連絡
とりにくいなあ…



お父さんに
会いたいなあ



面会交流の取り決めを
したけど、
どうしたらいいかな…?



お母さんに
会いたいなあ



支援員

- ・代わりに日程について連絡を取ります
- ・面会日に子どもと引き合わせて、支援員が付き添います

費用：無料 (父母のどちらかの所得が、児童扶養手当受給者と同等の場合)

詳しい内容については、こども福祉課にご相談ください。

尼崎市こども福祉課 (市役所本庁北館2階)

電話:06-6489-6349 FAX:06-6482-3781



↑詳しくはこちらから
(市ホームページ)